

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【会社名】	特殊電極株式会社
【英訳名】	TOKUDEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西川 誉
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市昭和通二丁目2番27号
【電話番号】	(06)6401-9421(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統括本部長兼社長室長 外崎 敬一
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市昭和通二丁目2番27号
【電話番号】	(06)6401-9421(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統括本部長兼社長室長 外崎 敬一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月25日開催の当社第74回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金18円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、経営の監督機能の一層の強化を図るとともに意思決定のさらなる迅速化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に係る規定の削除等を行うとともに、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができるよう、所要の変更を行うものであります。なお、今般の定款変更後も引き続き株主総会決議によって剰余金の配当等を行うことも可能であります。

当社グループの事業の現状に即し、事業目的の追加及び削除を行うものであります。

上記変更に伴う条数の変更、文言の整備その他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

上林克彦、西川誉、榎本美喜、太田浩二、外崎敬一、島田宏亮及び畑博康の7氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

北正己、瀧田雄久及び小笠原稔の3氏を監査等委員である取締役として選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額120,000千円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	12,998	23	-	(注)2	可決 99.82
第2号議案	13,001	20	-	(注)3	可決 99.84
第3号議案					
上林 克彦	12,785	236	-	(注)4	可決 98.18
西川 誉	12,785	236	-		可決 98.18
榎本 美喜	12,997	24	-		可決 99.81
太田 浩二	12,997	24	-		可決 99.81
外崎 敬一	12,996	25	-		可決 99.80
島田 宏亮	12,996	25	-		可決 99.80
畑 博康	12,991	30	-		可決 99.76
第4号議案					
北 正己	12,785	236	-	(注)4	可決 98.18
濱田 雄久	12,785	236	-		可決 98.18
小笠原 稔	12,997	24	-		可決 99.81
第5号議案	12,990	31	-	(注)2	可決 99.76
第6号議案	12,986	35	-	(注)2	可決 99.73

(注)1. 株主総会当日に出席した株主の当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数は、議決権行使結果確認用紙を当日当該株主から回収することで実施しており、議場における採決時の数と必ずしも一致しておりません。また、同用紙に賛否の意思表示を行っていない株主につきましては、すべての決議事項について賛成の意思表示があったものとして集計し、途中退場した株主及び同用紙を未提出の株主につきましては、棄権とみなして集計しております。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以上